

## 「身元保証人」は不要か？ ②

家族に頼ることが難しい人が入院や入居をする際に「身元保証人」を求められることで困ること多いことから、そもそも「身元保証人」を求めるべきではないという、いわゆる「身元保証人不要論」が主張されることが多くなっています。



そこでは「身元保証人」に求められる役割として、①連帯保証機能、②医療同意機能、③入院に必要な物品の準備機能、④転院・退院先の決定や環境調整機能、⑤死後事務機能という5つの機能を挙げ、それぞれ具体的に身元保証人によらない代替方法が示されています。

筆者自身も、現在、病院や高齢者施設で求められる「身元保証人」がそのままの形で存続すべきではなく、どんな家族関係の人でも誰一人取り残されることなく安心して入院や入居に臨めるよう、これから本格化する「個・孤の時代」に即したリスクマネジメントの仕組みが整備されるべきと考えています。

一方で、「身元保証人不要論」において提示されることの多い上記5つの機能への代替方法については、現場において現実的ではないと感じることも多くありますので、ここではその実態を述べていきたいと思います。

### ① 連帯保証機能

医療費用の未払を防止するためには、身元保証人による連帯保証を利用せずとも、簡易な方法として「保証金という金銭担保」「クレジットカード」「銀行振込・口座振替」を活用すればよいと主張されることが多くあります。意識のはっきりした状況での計画入院であれば問題ないでしょう。

しかし、頼れる家族がない人が、救急車で搬送されてきた状況を想像してください。

まず、入院保証金と呼ばれる「金銭担保」という方法については、いったい誰が5万円から病院によっては20万円とも言われる入院保証金を、病院の窓口が開いている時間帯に支払いに来てくれるのでしょうか。それとも、息も絶え絶えの本人のお財布から現金5万円を病院スタッフがお預かりするというのでしょうか。

クレジットカードも同様です。緊急搬送されてきた本人の荷物、特に貴重品については、原則として病院スタッフが勝手にそれを利用することはしないはずですが、病院職員がクレジットカードでの支払の登録をしようとしても、暗証番号が分かりません。本人が意識を取り戻してしっかり理解をしてサインが出来るようになるのを待つしかありません。

銀行振込や口座振替もまた同様です。口座振替の手続きには、本人の口座情報と銀行届出印が必須です。こうした手続きを本人が出来ない場面が多いからこそ、「身元保証人」というリスク回避の方法が取られるようになったのではないかと思います。